

物品購入契約約款

(総則)

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、頭書記載の目的物（以下「物品」という。）の物品購入契約書に関し、この契約に定めるもののほか、別紙仕様書等に従いこれを履行するものとする。

(契約の要項)

第2条 この契約の要項は、頭書記載の物品購入契約書のとおりとする。

(納入物品の品質等)

第3条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本仕様書又は図面によるものとする。

(納入期限の延長)

第4条 受注者は、天災その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限までにしなければならない。

(検査)

第5条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検査を行うものとする。

2 検査に要する費用及び検査のための変質、変形又は消耗き損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査結果について異議申立てをすることができない。

(所有権)

第6条 物品の所有権は、検査に合格したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて受注者の負担とする。

(修理又は取替え納入)

第7条 受注者は、納入物品の引渡し後1年間甲の正常な管理のもとに生じた故障又は発見された隠れた傷等について、修理又は、取替え納入の責任を負うものとする。

(契約金額の支払)

第8条 受注者は合格品を完納した後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から60日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延賠償金)

第9条 受注者は、納入期限までに合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、1日につき遅延数量に対する

契約金額の1000分の1に相当する金額を遅延賠償金として発注者に支払わなければならない。

(契約の解除)

第10条 受注者が次の各号の一に該当するに至ったときは、発注者はこの契約金の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 受注者からこの契約解除の申し入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの条項に違反したとき。
- (4) 発注者が行う物品の検査に際し、乙に詐欺その他の不正行為があったとき。

(違約金)

第11条 受注者は、前条によりこの契約を解除されたときは、契約金額の1000分の10に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。この場合において第9条による遅延賠償金の徴収を妨げないものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受注者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(法令等の遵守)

第13条 受注者は、発注者が提示する関係法令及び別紙「個人情報取扱特記事項」について、遵守しなければならない。

(協議)

第14条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、発注者と受注者にて協議の上これを定める。